令和 5 年 2 月 21 日

真境名事務所通信（令和 5-1）

「技術職員の最低報酬月額改訂」について

沖縄市高原 6 丁目 20 番 3 号
行政書士真境名健二事務所
ＴＥＬ　９３０－３６３３

皆様こんにちは。いつもお世話になります。
沖縄県では令和 4 年 10 月 6 日に最低賃金が 853 円に改訂されております。
これを最低賃金月額に当てはめると、
853 円×40 時間×52 週÷12 月＝147,853 円⇒これが当てはまる標準報酬月額は、**「150,000 円」となります。**

この基準は**R5 年 4 月以降に審査を受ける会社（経審・許可申請）から適用されます。**

この金額を満たさない職員は経審・許可申請において技術者として認めてもらえなくなります。
今年の社会保険算定基礎届は十分注意して算定を行ってください。

もし、技術者の中でそれを下回る方がいれば、2 等級以上昇給させて「標準報酬改定通知書」を発行してもらえば大丈夫です。

なお、例外として技術者兼取締役の場合は役員報酬で調整可能なため、最低賃金の規定は適用されません。

建設業経理事務士については、時給換算で最低時給を下回っていなければ OK です。
例えばパートで社会保険に入っていて 150,000 円を下回っている場合でも、出勤簿等で勤務時間を確認し、最低賃金時間給 853 円を上回っていれば OK です。